

## 基準緩和型サービス【A型】の事業者指定基準・サービス単価（案）

## 1 訪問型サービス（基準を緩和したサービス【A型】）

利用対象者	要支援者1・2，事業対象者
サービス内容	事業対象者等の自立した生活の維持を目的に、「介護従事者」や「一定の研修を受けた者」が、掃除や買い物など日常必要となる「生活援助」を提供
人員基準	<p><b>ガ</b> 国のガイドラインを基に設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 必要数</li> </ul> <p>【資格要件：介護福祉士，介護職員初任者研修等修了者又は<u>一定の研修受講者</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問事業責任者 従事者のうち必要数</li> </ul> <p>【資格要件：従事者に同じ】</p> <p>※ 支障がない場合，他の職務，同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>(参考) 一定の研修について 国の総合事業に関するQ&amp;Aにおいて「旧介護員養成研修3級課程（50時間）の内容を目安に必要な研修を市町村の判断により実施する。」としている。</p>
設備基準	<p><b>ガ</b> 国のガイドラインを基に設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
運営基準	<p><b>ガ</b> 国のガイドラインを基に設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ，個別サービス計画の作成</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>
単価設定の単位	<p><b>国</b> 国が規定した従来の基準（介護予防訪問介護）と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月あたり</li> </ul>
報酬額	<p><b>独</b> 本市独自設定：旧訪問介護員3級によるサービス提供減算（×70％）に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回程度 【818単位】</li> <li>・週2回程度 【1,635単位】</li> </ul>
加算・減算	<p><b>独</b> 本市独自設定：原則，算定しない。</p> <p>※ 但し，事業所と同一建物の利用者等に対する減算（×90％）は適用</p>
単位数単価	<p><b>国</b> 国が規定した従来の基準と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1単位=10.42円（6級地）</li> </ul>
利用者負担割合	<p><b>国</b> 国が規定した従来の基準と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険負担割合に基づき1割又は2割</li> </ul>
支給限度額管理	対象

※ サービス提供事業者については，既存の福祉サービスを提供する事業者が「緩和した基準によるサービス（A型）」に参入することを想定しているが，人員基準等を満たした新規事業者の参入を拒むものではない。

**国**…国の基準

**ガ**…ガイドライン上の基準

**独**…本市独自の基準

## 2 通所型サービス（基準を緩和したサービス【A型】）

利用対象者	要支援者1・2，事業対象者
サービス内容	事業対象者等が地域の人との交流を通じた「仲間づくり」や「役割づくり」等に繋がるよう，運動の場や簡易なミニデイサービスを提供
人員基準	<input type="checkbox"/> 国のガイドラインを基に本市独自設定（一部） ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ～15人：専従1以上 15人～：利用者1人に専従0.1以上 ※ 支障がない場合，他の職務，同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備基準	<input type="checkbox"/> 国のガイドラインを基に設定 ・サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・必要な設備・備品
運営基準	<input type="checkbox"/> 国のガイドラインを基に設定 ・必要に応じ，個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供
単価設定の単位	<input type="checkbox"/> 国が規定した従来の基準（介護予防通所介護）と同様 ・1月あたり
報酬額	<input type="checkbox"/> 本市独自設定：既存サービスの報酬設定と同水準 3時間以上4時間未満/回・・・週1回程度 【1,258単位】
加算・減算	<input type="checkbox"/> 本市独自設定：原則，算定しない。 ※ 但し，定員超過，人員基準欠如減算（×70%），事業所と同一建物の利用者等に対する減算（▲376単位），送迎減算（片道▲47単位）は適用
単位数単価	<input type="checkbox"/> 国が規定した従来の基準と同様 ・1単位=10.27円（6級地）
利用者負担割合	<input type="checkbox"/> 国が規定した従来の基準と同様 ・介護保険負担割合に基づき1割又は2割
支給限度額管理	対象

※ サービス提供事業者については，既存の福祉サービスを提供する事業者が「緩和した基準によるサービス（A型）」に参入することを想定しているが，人員基準等を満たした新規事業者の参入を拒むものではない。

…国の基準

…ガイドライン上の基準

…本市独自の基準